

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年1月31日（平成29年（行情）諮問第40号）

答申日：平成29年6月23日（平成29年度（行情）答申第115号）

事件名：特定個人に関する「税理士等情報提供せん」の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定個人に関する「税理士等情報提供せん」」（以下「本件請求文書」という。）につき、「特定個人に関する「税理士等情報連絡せん」」（以下「本件対象文書」という。）の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁が開示請求を拒否すべきとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月20日付け広島国税局総情e第109号により、広島国税局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、おおむね次のとおりである。

（1）広島国税局長は、法5条2号イに抵触すると主張します。

しかし、同号は、そのただし書で、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除くとしております。

私たち税理士は、懲戒処分を受けることにより、多大なダメージを受け、場合によっては、廃業も視野にいれなくてはなりません。

私の事務所は、私以下、13名の人員で事業を遂行しています。当然、その家族もおります。

私たちの生活、財産を保護するために開示をお願いします。

（2）広島国税局長は、法5条6号に抵触すると主張します。

同号は、国の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が該当します。

この度の税理士法55条による調査は、特定税務署長の法人税調査が起因すると広島国税局特定職員Aより聞き及んでおります。

この法人税調査は、辛辣を極めました。

税理士の私は、「ボケ。」と罵られました。

法人の代表者は、法人の会議室で、質問応答記録書を取られました。

そのとき、調査担当者は、私の顔を見ながら、代表に対し、「税理士から、謝罪を求める気はないか。」「税理士に損害賠償を求める気はないか。」と質問するありさまでした。

あまりの悪辣さに、特定税務署長に平成28年3月24日付けで、「質問書（依頼）」を提出し、調査の状況を連絡したしだいです。

残念ながら、特定税務署長からの謝罪はないまま、調査は終結しました。

ところが、この度、突然、特定税務署長の上部機関である広島国税局長より、税理士法55条による調査を実施すると通達されました。

調査理由の開示を求めたところ、上記特定税務署長の調査において、故意による不真正税務書類の作成があったといわれました。

調査理由の開示は、主に、それだけでした。

あとは、通常の法人税調査、所得税調査と同じ対応を取られるだけです。

税理士法55条の調査と通常の法人税調査、所得税調査を同じように扱われたら、税理士は、たまったものではありません。

税理士法55条の調査は、税理士事務所を廃業に追い込むかもしれない調査なのです。

ものをいう税理士を自分の都合で、排除しようとする調査は、すでに調査ではなく、不当行為です。

国の機関が行う事務、事業は、法律に則り、適正に遂行するものです。

この度の特定税務署長の法人税調査、広島国税局長の税理士法55条の調査と称する不当、違法行為を守るために法5条6号があるのではありません。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、広島国税局長（処分庁）に対して、「特定個人に関する「税理士等情報提供せん」」の開示を求めるものである。

処分庁は、平成28年10月20日付け広島総情e第109号により、開示請求者が開示を求める文書の有無を答えることにより、法5条2号イ及び6号柱書きに規定する不開示情報を開示することになるとして、法8条の規定に基づき、開示請求を拒否する旨の不開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 本件請求文書について

ア 「税理士等情報提供せん」は、国税当局において①税理士等による税理士法違反行為や②税理士でない者による税務書類の作成などの税理士法違反行為に該当するおそれのある行為又は事実に関する情報等を把握した場合に、当該情報等を税務調査及び滞納整理の担当者から税理士監理官へ提供する際に作成するものである。

イ 原処分における行政文書開示請求書及び行政文書不開示決定通知書を国税庁において、見分したところ、行政文書開示請求書には「税理士等情報提供せん」と記載されているが、行政文書不開示決定通知書の「行政文書の名称」欄には「税理士等情報連絡せん」と記載されている事実が確認された。

「税理士等情報連絡せん」は、上記アの情報（①・②）等を税理士事務等の担当者から税理士監理官へ提供する際に作成するものである。

ウ この点について処分庁に確認したところ、行政文書不開示決定通知書には「税理士等情報提供せん」と記載すべきところを誤って「税理士等情報連絡せん」と記載した旨、及び原処分の判断に当たっては、両文書は同じ行政文書ファイルに属しており、税理士監理官において合わせて管理されていることから、両文書を本件開示請求の対象としている旨の説明があった。したがって、以下、両文書を本件開示請求の対象として、原処分の不開示情報該当性を検討する（以下、第3においては、両文書を併せて「本件請求文書」という。）。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法5条2号イ該当性

(ア) 法5条2号イは、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

(イ) 本件請求文書の有無を答えることは、国税当局が特定税理士の税理士法違反行為に該当するおそれのある行為又は事実に関する情報等を保有している事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなり、仮に、本件請求文書が存在するときは、特定税理士が同業者との競争関係において不利になるなど、特定税理士の事業活動に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

イ 法5条6号柱書き該当性

(ア) 法5条6号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に

支障を及ぼすおそれがある情報を不開示情報と規定している。

(イ) 本件請求文書の有無を答えることは、本件存否情報を明らかにすることとなり、申告納税制度を基本とする我が国において、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られない事態を招くほか、仮に、本件請求文書が存在するときは、その事実を知った特定税理士が税理士法違反行為に係る書類の改ざん、隠ぺい等の対策を講じたり、税理士法違反行為の手口の巧妙化を図ったりすることが可能となり、国税当局が行う事務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、本件存否情報は法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書の不服の理由において、「私たち税理士は、懲戒処分を受けることにより、多大なダメージを受け、場合によっては、廃業も視野に入れなくてはなりません。私の事務所は、私以下、13名の人員で事業を遂行しています。当然、その家族もおります。私たちの生活、財産を保護するために開示をお願いします。」と主張するが、法が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であり、開示請求者の個別事情により開示・不開示の判断が左右されるものではないため、審査請求人の主張は採用できない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、いずれも上記2の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件開示請求については、本件請求文書の存否を答えるだけで、法5条2号イ及び6号柱書きの不開示情報を開示することになるため、法8条に基づき、本件請求文書の存否を明らかにせずに開示請求を拒否した原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年1月31日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同年6月15日 | 審議 |
| ④ | 同月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、「特定個人に関する「税理士等情報提供せん」」（本件請求文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、原処分の行政文書不開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）の「行政文書の名称」欄

に「特定個人に関する「税理士等情報連絡せん」」と記載し、その存否を答えるだけで、法5条2号イ及び6号柱書きの不開示情報を開示することとなるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、上記第3の2（1）ウのとおり、本件通知書には「税理士等情報提供せん」と記載すべきであったが、処分庁が誤って「税理士等情報連絡せん」と記載した旨説明し、「特定個人に関する「税理士等情報提供せん」」及び「特定個人に関する「税理士等情報連絡せん」」について、いずれもその存否を答えるだけで開示することとなる情報は、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきとしている。

そこで、以下、存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 存否応答拒否の妥当性について

- （1）諮問庁は、上記第3の2（1）のとおり、①税理士等による税理士法違反行為や②税理士でない者による税務書類の作成などの税理士法違反行為に該当するおそれのある行為又は事実に関する情報等を把握した場合に、税務調査及び滞納整理の担当者は「税理士等情報提供せん」を、税理士事務等の担当者は「税理士等情報連絡せん」を作成する旨説明している。
- （2）当審査会において、諮問庁から「税理士等情報提供せん」等に係る事務手続等が定められている「税理士事務提要」（平成14年7月5日付け官総6－110「税理士事務提要」の制定について（事務運営指針））等の写しの提示を受け、確認したところ、諮問庁の上記（1）の説明のとおり定められていることが認められる。
- （3）そうすると、特定個人に関する「税理士等情報提供せん」（本件請求文書）について、その存否を答えることは、国税当局が特定税理士の税理士法違反行為に該当するおそれのある行為又は事実に関する情報等を保有している事実の有無（本件存否情報）を明らかにするものと認められる。
- （4）そこで検討すると、本件存否情報は、特定税理士の税理士法違反行為に該当する行為等に関する情報であり、これを公にした場合、顧客等に対し、特定税理士が税理士法に違反する行為を行ったという疑いを抱かせたり、そのような風評が生じることにより、特定税理士が新規顧客を得にくくなるなど、事業を営む個人である特定税理士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるので、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。
- （5）したがって、本件請求文書について、その存否について答えることは、

法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、同条6号柱書き該当性について判断するまでもなく、法8条の規定により本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

なお、諮問庁は、上記1のとおり、原処分の不開示決定通知書の記載に誤りがあった旨説明しているが、審査請求人からはこの点に関する意見は何ら述べられておらず、また、諮問庁の上記第3の2の説明を踏まえれば、「税理士等情報連絡せん」と「税理士等情報提供せん」のいずれについても、その存否を答えると本件存否情報が明らかとなるため、法8条の規定により開示請求を拒否すべきこととなるのであり、原処分を取り消して改めて開示決定等をするとしても、結局は存否応答拒否すべきこととなって、手続に更なる時間を要する一方で、開示請求者である審査請求人の利益となるものではない。

- (6) 審査請求人は、法5条2号ただし書による開示を求めているので検討すると、そもそも行政文書開示請求制度は、何人に対しても等しく開示をするものであるから、個別の情報が同号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる」か否かは、飽くまで、一般的、客観的観点から判断すべきものである。したがって、本件請求文書の開示により、審査請求人を含む特定の者が生活、財産の保護という個人的利益を受けるとしても、この点だけをもって同号ただし書該当性を認めることはできない。

そのほか、本件において、本件存否情報を公にすることが当該情報を公にしないことにより保護される利益に優越すると認めるに足りる事情はないから、審査請求人の主張に理由はない。

なお、上記のとおり、行政文書開示請求制度は、請求の目的いかんを問わず何人に対しても等しく開示をするものであるから、開示・不開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。このため、法の下においては、審査請求人の情報（自己情報）であることを理由にこれを開示することはできない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 付言

原処分においては、上記第3の2（1）ウのとおり、慎重さに欠ける不適切な対応があったといわざるを得ず、今後、開示決定等に当たっては、同様の事態を生じさせないよう、正確かつ慎重な対応が望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書の存否

を答えるだけで開示することとなる情報は法 5 条 2 号イ及び 6 号柱書きに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁が本件請求文書及び本件対象文書の存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条 2 号イ及び 6 号柱書きに該当することから開示請求を拒否すべきとしていることについては、当該情報は同条 2 号イに該当すると認められるので、同条 6 号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第 4 部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子